

岩手県公安委員会告示第12号

犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成14年国家公安委員会規則第1号）第3条第1項の規定により、犯罪被害者等早期援助団体として指定を受けた法人から次のとおり変更する旨届出があった。

平成23年12月26日

岩手県公安委員会

委員長 元 持 勝 利

法人の名称	変更事項	内 容		変更年月日
		変更前	変更後	
社団法人いわて被害者支援センター	法人の名称	社団法人いわて被害者支援センター	公益社団法人いわて被害者支援センター	平成23年12月27日